1 はじめに

私は法教育を、「法の基本的な原理原則を学び、法に関する問題を、自分 たちの問題として考える教育」と考え、初任以来、「マンション内のルール を考える」「刑事訴訟法入門」などの授業を行ってきた。

現行の学習指導要領に「法教育」が明示され、法と教育学会を中心に法教育の研究が始まると、法教育の目標に「法的リテラシーの育成」を加えるべきと考えるようになった。具体的には、「第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第3に、多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力」(土井真一「法教育の基本理念ー自由で公正な社会の担い手の育成ー」)の育成である。このような目標のもと、これまで法曹専門家をアドバイザーに招く「模擬裁判」や法曹専門家と連携した「シナリオ作り」、「民主主義を考える」「平等権」「自己決定権」「国会を考える」などをテーマとし、ソクラテスメソッドを活用した特色ある授業を行ない、年間カリキュラムに法教育を位置づけてきた。

2 私の法教育授業

本論文では、これまで取り組んできた法教育の中から「民主主義を考える」を取り上げ、法教育授業の在り方について考察していきたい。

高校2年生(8クラス)の必修「政治・経済」で実施した「民主主義を考える」の授業は、出席番号などで事前にクラスを4人一班に分けておき、グループごとに着席させ、私の質問にグループ内で数分間話し合ったあと、班の代表が答えるという形式で行った。回答は黒板に書き留め、回答間の関係などを私が整理しながら質問を繰り返したり、生徒達の議論をまとめながら考察を進めていくという方法で実施した。ある意味、ソクラテスメソッドの変形と言えるだろう。今回のテーマで準備していた質問は、

- 問1 民主主義とは?
- 問2 教室のクーラーを設定温度を、なぜみんなで決めるのか?
- 問3 文化祭のクラスの出し物を、なぜクラスで話し合うのか?
- 問4 「三人寄れば文殊の知恵」に反論する。

問5 「自己統治」に反論する。

問6 「最大多数の最大幸福」に反論する。

問7 権利が侵害されたときに止める方法は?

の7問であった。授業は原則的に公開し、他校の教員や研究者、法曹専門家に見学してもらい、授業後の研究協議会で様々なアドバイスをいただいた。 ここで、授業の一部をライブ風に文字におこして紹介する。

(ここまでの授業は省略してある)

【問2】教室のクーラーを何度に設定するかという問題を,なぜみんなで決めるのか? (各班の話し合いの時間を取る)

7班:みんなで話し合えば,不満をもつ人が出ないから。

先生:何度に決まっても、とりあえず自分の意見を表明してからなら、自分が望んでいる温度と違っても納得するかもしれませんね。

5班: 皆がより快適な温度を見つけることができるから。

先生:いまの5班の答えは、いろいろな意見が表明されれば、より適切な答えが 出てくるということですね。それをここでは「三人寄れば文殊の知恵」と 呼ぶことにします。

(中略)

【問4】「三人寄れば文殊の知恵」に反論する。

先生: 弁証法は倫理でやったでしょう。弁証法の根本は、Aがあれば、必ずBという反論をぶつけなさいということでしたね。それにより、Aに決まったり、Bが採用されたり、または、AでもBでもないCが生まれることになります。では、先ほど民主主義の理由として挙げた「三人寄れば文殊の知恵」に反論して下さい。(各班の話し合いの時間を取る)

3班: 3人とも違う意見の場合。

先生:決まらない、ということですね。それでも決めないといけないときは?

3班:間をとりもつ人に何とかしてもらう。

先生:第三者による調整ですね。時間がかかるということですね。

6班: 3人とも間違った方向へ走ると大変なことになります。

先生:なるほど。なぜ間違った方向へ行くかというと、3人の性格が悪いからではなく(笑)、判断の根拠が問題なんでしょうね。「専門家でないから」ということですね。

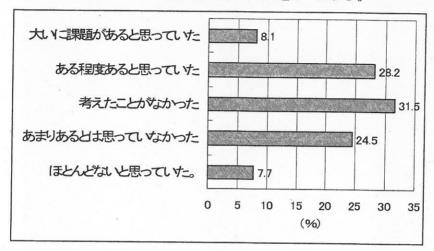
4班:いい知恵が出ないとき。

先生: なるほどね, いろいろ問題がありますね。ここまで出ている意見の前提として, 言論の自由が保障されていることも必要です。

(以下略)

3 生徒の変容と感想

授業終了後のアンケートによると、「民主主義」への生徒達の信頼は厚い。 「あなたはこれまで『民主主義』や『代表民主制』に課題があると考えていましたか?」という問に対する回答は以下の通りである。



「民主主義」「代表民主制」への課題を「考えたことがない」生徒が3割以上いることや「あまり」「ほとんど」課題がないと回答した生徒を合わせると、6.3...7%もの生徒が課題を考えたことや感じたことがなかったことがわかる。また記述欄によると、「大いに」「ある程度」課題があると思っていた生徒のほぼ全てが、「国会(政治家)と主権者との意識のズレ」「政治家などの腐敗」などを課題としていた。以上から、生徒達は「民主主義」を信頼しているといえる。

「民主主義を考える」授業後に実施したアンケートの中で、「この授業を受けて、考え方などが変わったことがありますか」との質問に対する記述を、その内容から大きく分類すると次のようになった(アンケート総数 273 枚中、この質問に記述があるものは 149 枚だった。分類例の数字は同趣旨の記述枚数、括弧内は記述のあった 149 枚中の割合である)。

- ①今まで「民主主義」に対して、何も疑問を持ってこなかったが、課題があったり改善すべき点があることが理解できた・・・34枚(22.8%)
- ②「民主主義の失敗(経済用語の「市場の失敗」に引っかけたらしい一筆者)」を防ぐものが憲法だと分かった・・・28枚(18.8%)
- ③憲法が国民と代表者の約束事であるという,憲法の役割が理解できた ··· 24 枚 (16.1 %)

- ④中学校までの学習では、憲法は細かいことが書いてあり暗記するものだと 思っていたが、原理原則が書いてあることを知った・・・11 枚 (7.4%)
- ⑤民主主義は多数決の原理だと思っていたことが恥ずかしい・・・3枚(2.0%)
- ⑥民主主義を受け入れているだけではダメで、主権者である私たちがきちん と運用しないといけないことを理解した・・・6枚(4.0%)
- ⑦憲法にも課題があると考えるようになった・・・2枚(1.3%)
- ⑧その他(個別の課題提起がほとんどだった)・・・41枚(27.6%)

これらの記述から、①は民主主義を考える意義を知り、②③④は「立憲主義」を理解し、⑤⑥から民主主義を自分たちの問題としてとらえるようになったことが読み取れ、「民主主義を考える」ことによって、「民主主義や憲法の原理原則を学び、民主主義や憲法を自分たちの問題として考えるようになった」ことが分かる。

また,「『民主主義を考える』授業全般に対する意見や改善点」という質問に対しての記述は,次のようなものがほとんどだった。

- A. 4人で話し合って意見をまとめていく授業方法は,新しい発見や違った 視点に出会えて良かった。
- B. 自分たちで考えて答えを探し、まとめていく方法は、単なる知識ではない力が付いた。
- C. 考えたことがない質問が多く、また少人数での話し合いだったので、活発に議論が出来た。
- D. 自分と違う友達の意見を聞けて、討論は楽しいと思える授業だった。
- E. 新鮮な論点で、法学部のイントロダクションのような授業だった。

これらの記述から、ABで多面的に考察する能力や多様な意見の調整能力が、CDでは自分の意見を主張し、相手の意見を理解しようとする能力などが養えたことが分かる。

以上の分析から,「民主主義を考える」授業で, 冒頭に挙げた法教育の二 つの目標は達成されたと考えている。

4 これからの法教育授業の在り方

これからの法教育の授業はどうあるべきなのだろうか。これまで述べてきたように、私は「法の原理原則を学び、自分たちの問題としてとらえる」力

や「法的リテラシー」を養う授業を目指すべきだと考えている。

目指すべき授業の在り方は明確だが、法教育の授業を開発・実践するにあたって課題は多い。主なものを挙げると、第一に、「法教育」の目的などが理解されておらず、特に教育現場では「法律を扱えば」「模擬裁判を行えば」『法教育』と思われていることである。第二に、教材の少なさである。教育が経験則に支えられているため、系統的な「法教育」を受けていない教員にとって、新しい教材の開発・実践は高いハードルとなっている。このことは、法教育の「小→中→高」と連続したカリキュラム開発や、一年間のカリキュラムにおける法教育の位置付けが出来ていないことにも結びついている。第三に、教材開発などのために法曹専門家と連携したくとも、その出会いの場や連携の方法が分からないことである。同じように、「法教育研究会」などの研究会活動が始まっていない地域も多く、実践者間の交流・連携も不足していることも挙げられる。第四に、特に高等学校の教員が、伝統的な「チョーク&トーク」の授業形態から抜け出せず、法教育が目指す生徒を動かす授業という発想に慣れていないことである。

このような課題意識のもと、私のこれまでの実践から「法教育授業の在り方」一法教育の目標に沿った、特に教材開発の在り方ーについて提案を行いたい。

まず、「法教育とは何か」「何を学ばせるか」を明らかにすることである。 私は法教育の目標を、本論文の冒頭に挙げたように定めた。このような目標 を掲げることによって、従来の「チョーク&トーク」ではない授業が開発で きるはずである。ただし、法曹専門家のアドバイスや研究者の文献などをあ たり、単なる「法理解教育」に陥らないような注意が必要である。私も、法 教育フォーラムで行った土井真一京都大学教授との「往復書簡」の中で、法 教育の目標や方向性を学んできたことが「法教育」教材の開発に大きなプラ スとなった。第二に、法教育教材のヒントや糸口を見つけることである。法 務省の法教育に関するホームページ、法教育フォーラムの「教材倉庫」、帝 国書院の授業例などが参考になる。また、「法教育」の目的などがはっきり すれば、新聞記事などを教材化することも出来るはずである。教員だけでな を公開したり、法曹専門家などとの連携を目指すことである。教員だけでな

く研究者や法曹専門家に授業を公開し,専門的なアドバイスをもらうことは, 作成した法教育教材のブラッシュアップにとって重要であると同時に, 法教 育を広く周知することにつながる。私も、模擬裁判に法曹専門家のアドバイ ザーをお願いしたり、法曹専門家と一緒に新しい模擬裁判のシナリオを作成 した。その際、専門家のアドバイスや連携なしに「法教育」は成り立たない ことを実感している。法曹専門家との連携を図るならば、各都道府県弁護士 会の「法教育委員会」や「法テラス」に連絡をとることをお勧めしたい。第 四に、年間のカリキュラムに法教育を位置づけることである。例えば「法的 リテラシー」を1時間の授業で身に付けさせることは困難である。また、限 りある授業時間の中で,「知識・理解」と「思考・判断」などの割合を考え る必要もあるだろう。さらに他の教育メソッド、例えばディベートやプレゼ ンテーションなどとの組合せを考えて、いつ、どのようなメソッドを使って、 どのような力を身に付けさせるかを計画すべきだろう。私は、1学期にディ ベート、2学期に法教育、3学期に模擬裁判と政党づくりを行ってきた。最 後に、研究会に参加することを提案したい。私は、法と教育学会をはじめ、 法テラスなどによる法教育シンポジウムに参加したり,各地の研究会に積極 的に参加してきた。そして多くの実践者・研究者の発表から、新しい教材の ヒントをいただき、新しい法教育教材の開発・実践に役立ててきた。

このようなことを参考にしてもらえれば、これからの法教育の在り方や方向性が見えてくるはずだと考える。

<u>5 おわりに</u>

「法教育」の授業で苦労したことはほとんど無い。あえて言えば、法曹専門家との「出会い」に時間がかかったことと、法教育にかける授業時間の捻出に苦労したくらいである。これまで法曹専門家や研究者からのアドバイスをいただきながら、楽しく教材開発・実践を行うことが出来た。これもひとえに、連携を快く引き受けて下さった専門家の先生方と、授業を喜んで受けてくれた生徒達のおかげである。生徒が楽しく参加できる授業が実践できれば、それだけで教員冥利につき、それまでの苦労はどこかへ行くものだと感じている。これからも生徒達の興味・関心・意欲を引き出して、考えさせる教材、そして楽しい授業になる教材を開発していきたい。

「民主主義」を考える

【授業案】1時間目

	学 習 活 動	留 意 事 項
導	(回答例)	①教科書や資料集から答えを見つけさせ、回答を 黒板に書く。
入	「みんなのことは、みんなで決める」考え方など	
展開	ここからは、4人一班で話し合い、発表する。 ①導入で考えた民主主義の定義の上で、次の事例の場合、なぜ「みんなで決める」ことが適切なのか、話し合い、発表する。 [事例1] 「夏、教室のクーラーを何度に設定するか」をみんなで決めるとき (回答例) ・みんなで意見を出し合えば、よい答えが出てくるはずだ・多様な見方、考え方を出して検討した方が、よりよい結論にたどり着くことが多い →「三人寄れば文殊の知恵」 [事例2] 「文化祭で、クラスの出し物を何にするか決める」とき (回答例) ・みんなが同意すれば、その結論は正しいはずだ →「自己統治型」・多数決で決めるとその結論をみんなが納得しやすい →「最大多数の最大幸福」 ②「三人寄れば文殊の知恵」と「自己統治型」を、それぞれ具体例を挙げて反論しなさい。 (回答例) 「三人寄れば文殊の知恵」に対して ・「クーラーの温度」はよいが、「正義」のように正しい答えがない問題がある。 ・前提が、「言論の自由」なので、それが保障されないと正しい答えに行き着かない。 ・専門家の判断と素人の判断が違った時、誤った結論に到達することがある。 例)ガンの治療方針 「自己統治型」に対して ・みんなの同意があったとしても、個人や全体の利益にならないことがある。 例)臓器売買、奴隷契約	①それぞれの事例から、民主主義の適切さ=「みんなで決めることの適切さ」の根拠には、「三人寄れば文殊の知恵」「自己統治型」「最大多数の最大幸福」の3類型があることを理解させる。また、「三人寄れば文殊の知恵」は、「正しい答えがある」という前提で、その結論にたどり着くために話し合う民主主義」となることに気づかせる。さらに、「自己統治型」は、同意した答えが「正しい」という「同意が正当性を保障する」民主主義となることに気づかせる。「最大多数の最大幸福」は、あとで議論することを予告しておく。各質問に対する回答は、無板に適宜書いておく。 ②「三人寄れば文殊の知恵」への反論に対して、「専門家の説明を受けてからみんなで決めたらよいのではないか?」「日本では『専門家信仰』があるから、議論にならないのではないだろうか?」と再反論し、議論を深めさせる。また、「自己統治型」に対しては、「これでは何もよいか再度考えさせる。そして、「最大多数の最大幸福」(多数決)を考えるよう誘導する。

- ・全員一致が必要なので、少数の反対で決定が出来な くなる
- 例) 「文化祭で劇を行いたいが、1人が反対したので縁日になった」「国連安保理の拒否権」 など
- ③「最大多数の最大幸福」に対して、具体例を挙げて 反論しなさい。

(回答例)

- ・少数者の権利侵害があり得る。例)ナチスドイツのホロコースト など
- ④多数決では、なぜ権利侵害をする可能性が出てしまうのか、考えて発表する。

(回答例)

- ・世の中には悪い人がいる
- ・あとから「あの決定は誤りだった」と分かることがあり、誰もが権利侵害をする可能性がある
 - 例) 薬害・公害、奴隷制度、ハンセン病患者の隔離 など
- ⑤誰もがしてしまう可能性がある権利侵害を、どのようにしたら止めることができるのか、考えて発表する。

(回答例)

- ・憲法に基本的人権を規定するなど、多数決でも侵害 してはならないものを決めておく など
- ⑥「なぜ『人権を』侵害してはいけないのか」「どのようなことを侵害してはいけないのか」を、具体的に考え、発表する。

(回答例)

- ・民主主義は、「みんなのことは、みんなで決める」 ことであるが、大前提として「自分のことは、自分 で決める」必要があるので、個人の生き方や私生活 は侵害してはならない。
- ・「多数者を批判することができない(言論の自由がない、選挙が不公平)」「少数者が多数者になるチャンスない=誤りを修正するチャンスがない」場合は、人権侵害などを正すことが出来なくなる。など

- ③「最大多数の最大幸福」の根拠は、「多数決により、多数の人間が幸せになれる決定が正しい 決定のはずだ」であることを確認したのち、具 体例を挙げて考えさせる。
- ④「多数決を悪用する人間がいる」との回答に対しては、「歴史的にはその理由では不十分であること」を指摘し、さらに考えさせる。
- ⑤「多数決によっても、侵害してはならないものがある」ことを確認させ、憲法とは、「みんなで決めてはいけないことを、あらかじめ決めておく」ものであることを理解させる。
- ⑥「自分の問題は自分で決めるべきである」ことは回答として正しいが、「みんなの問題」なのか、「自分(個人)の問題なのか」の線引きをどこに置くかは課題であることを指摘し、再度考えさせる。そして具体的な回答を多く引き出し、「個人の尊厳」と「権利の保障機能」は、憲法に明記される必要があることに気づかせる。

- ま ①黒板を見ながら、本時の内容を確認する。
- ①どの議論でも、考え方の背景には「個人の尊重」 の思想があることを確認する。

【授業案】2時間目

173	【授業条】 2時間目			
	学 習 活 動	留 意 事 項		
導入	本時も、4人一班で話し合いを行い、発表する。 ①民主主義は「みんなのことは、みんなで決める」であることは確認されているが、「みんな」とは誰なのかを考えて発表する。 (回答例) ・国民 ・コミュニティ など	(一)		
展開	①現代の民主主義と古代アテネのポリスで行われていた民主主義はどこが違うか教科書等で確認する。(回答例) ・アテネは「直接民主制」、現代の多くの国家は「間接(代表)民主制」など②なぜ代表民主制になったのか、その理由を答える。(回答例) ・国士や人口が広がったから・議論が必要だから(全国民では議論ができない)・選出された代表は、専門知識や経験があるはずなので、議論は活発かつ専門的になる・日常生活で、すべての人が政治に関われなくなっている	が現状では「みんなのことは、代表者が決める」 になっていることを確認させる。		
	③代表民主制に問題はないか、具体的に考えて答える。 (回答例) ・国民の意思と「ねじれ」が出る可能性がある など ④代表と「みんな」との間に、なぜ「ねじれ」が起きるのか、考えて発表する。 (回答例) ・選出された人間は「私」ではないから、すべて同じ考えの人間が選出されない など ⑤全ての主権者と代表との「ねじれ」はよくないこと	③世論調査などを例に気づかせる。 ④代表は主権者と同じではあり得ないから、主権者の意見・意思と代表の意見・意思が完全に一致することはあり得ないことに気づかせる。		

なのか、具体的に考えて発表する。

- ・「増税」のように、主権者の嫌がることも決めるこ とが出来るのが「代表」なので、「ねじれ」が全て 悪いことではない。
- ・代表が少数者の不利益を決めることがあれば「ねじ れ」はよくないことである。
- 例) 少数民族を差別する法律が出来る、代表者が決 めてはいけないことを決める(臓器売買法) など
- ⑥「民意がある」とするならば代表は民意を忠実に反 映すべきなのか、課題も含めて話し合い、発表する。
- ・代表は、国民の意思を忠実に反映すればよいのだか ら、議会で議論する必要はない。
- ・議論を行う以上、議会での議論で納得したら意見を 変えるべきである。
- ・そもそも、どこの、いつの時点の「民意」を代表す るのか分からない。
 - 例)選挙区の民意なのか、日本全体全体の民意なの か、選挙当時の民意なのか、現在の民意なのか、 それとも将来の民意なのか、衆議院と参議院では 「民意」の母体は違うのか など
- ⑦国民と代表の「ずれ」を最小にする憲法上のシステ ムを探し、その理由を考え発表する。 (回答例)
- ・直接民主制的規定(国民投票、住民投票、国民審査 など) が規定されている。
- ・様々な「国民代表」を選ぶ(解散、任期、二院制、 選出方法)選挙制度が規定されている。これは、様々 な代表を選出し、多くの民意を議会に反映させるた めである。
- ・権力分立が規定されている。国民の「代表」として 議会が暴走した場合、チェックするために規定され ている。
- ・法の支配が規定されている。これは、「人権侵害な どがない」法律のもとで生活することを保障するた めに規定されている。 など

- ⑤「よくない」ことだけでなく、「よい」ことも あることに気づかせる。「よい」ことの例は、 考えづらいので、アドバイスを与える。また、. 少数を差別したり、決めてはいけないことを決 めさせないために「憲法」があることも確認さ
- ⑥「民意」とはなにか、の議論はここでは行わな い。時間があれば、「マニフェストは守るべき か」「党議拘束は正しいのか」なども考えさせ ると議論が深まる。ここでは、日本国憲法第43 条を読み、「全国民の代表」という規定は、「ず れ」を認めていることを確認させる。具体的に は、代表は選挙区から選出されるが、ひとたび 選出されると、全国民の代表として「選挙区」 の指令に拘束されず、自己の自由意思に基づい て行動することが、「国民代表の原理」である ことを理解させる。ただし、主権者と代表との 「ずれ」は最小限にすべきであることも確認し、 その「バランス」がポイントになることに気づ かせる。
- ⑦権力分立の回答では、日本は、議院内閣制を採 用しており、「議院」と「内閣」の構成要素(議 会の多数を占める政党が内閣を組織する)が同 じであるため、チェック機能が弱まる傾向があ ることを指摘し、法の支配とあわせながら、司 法権の役割の重要性に気づかせる。

①「代表民主制」には課題があり、その課題を克服すし①代表民主制下では、民意との「ずれ」が常態化 るために憲法に様々な規定が存在していることを 理解する。

(誰の、いつの、など)しており、その「ずれ」 をコントロールするための「民主主義の基本原 理」が存在していることを理解させる。

ま لح 8

資料

法教育の授業の授業者の「手持ち資料」です。 この資料を見ながら授業を行っています。 最初に置いた「民主主義の原理を考える」が、本論文の授業です。 参考にしていただければと思います。

民主主義の原理を考える

[1時間目]

- Q1 民主主義を定義しなさい→ヒントは教科書
- A1 「みんなのことは、みんなで決める」考え方
- Q2 民主主義の定義はOKだが、なぜ「みんなで決める」ことが適切なのか?
- Q2 いろいろ出てくる
- Q3 この事例から考えてみよう
 - 例1 「夏、教室のクーラーを何度に設定するか」をみんなで決めるとき なぜみんなで決めることが適切なのか、その理由は?
- A3-1 みんなで意見を出し合えば、よい答えが出てくるはずだ 多様な見方、考え方を出して検討した方が、よりよい結論にたどり着くことが 多い
 - →三人寄れば文殊の知恵
 - 例2 「文化祭で、クラスの出し物を何にするか決める」とき なぜみんなで決めることがよいのか? その理由は?
- A3-2 みんなが同意すれば、その結論は正しいはずだ →自己統治型
- A3-3 多数決 → 最大多数の最大幸福 ☆これはあとで議論します。

☆このことを分析すると・・・・

- ②「文殊」 → 「正しい答えがある」という前提で、その結論にたどり着くために話し合う民主主義 → 討論型民主主義
- ◎「自己統治」 → 同意した答えが「正しい」という、「同意が正当性を保障する」 民主主義
- Q4 「文殊」「自己統治」それぞれを、具体例を挙げて反論しなさい。
- A 4 「文殊」①「クーラーの温度」はよいが、「正義」のように正しい答えがない問題 がある。
 - ②前提が、「言論の自由」なので、それが保障されないと正しい答えに行き着かない。
 - ③専門家の判断と素人の判断が違った時、誤った結論に到達することがある。 例)ガンの治療方針

☆でも、専門家の説明を受けてからみんなで決めたらよいのでは? ☆日本だと「専門家信仰」があるから、議論にならないのでは?

- 「自己統治」①みんなの同意があったとしても、個々や全体の利益にならないこと がある。 例)臓器売買、奴隷契約
 - ②全員一致が必要なので、少数の反対で決めることができなくなる 例)文化祭で劇を行いたいが、1人が反対したので縁日になった 国連安保理の拒否権

☆これでは、何も決められない!! → 「最大多数の最大幸福」 (多数決)が魅力的に見えてくる

- Q5 「最大多数の最大幸福」に反論してみよう
- A 5 少数者の権利侵害があり得る → 劇から縁日くらいなら良いが、生命や自由・財産が侵害されることがある。
 - 例1) ナチスドイツのホロコースト: 法律を制定 国会が、「千葉県民はみんな坊主とお下げ」にする法律
- Q6 なぜ権利侵害をしてしまうのか?
- A 6 ①悪い人がいる ← これだけではない ②みんな、権利侵害をする可能性がある → あとから間違いが見つかる 例)薬害・公害、奴隷制度、ハンセン病患者の隔離
- Q7 誰もがしてしまう可能性がある権利侵害を、どのようにしたら止めることができるのか?
- A7 憲法の人権規定(自然法)

 ☆多数決によっても、侵害してはならないものがある

☆憲法とは、「みんなで決めてはいけないことを決めておく」こと

- Q8 なぜ侵害してはいけないのか? どのようなものを侵害してはいけないのか?
- A8 ①個人の生き方や私生活のこと
 - →「みんなのことは、みんなで決める」が、「自分のことは、自分で決める」 「みんなの問題」なのか、「自分(個人)の問題なのか」
 - →「こんな」と「個人」の線引きをどこに置くかの問題
 - ②民主主義を保障するシステムを破壊すると、「正しい」が遠のく
 - 例)多数者を批判することができない(言論の自由がない、選挙が不公平)と、 少数者が多数者になるチャンスない=誤りを修正するチャンスが ない
 - ☆「個人の尊厳」と「権利の保障機能」は、憲法に入れる必要がある。 ただし、サンデルの議論の建て方だと、課題は残る。

サンデル:電車のブレーキが壊れた。まっすぐ進むと、レールの工事をしている4人の人をはねてしまう。軌道を変えると、信号を点検している1人だけをはねるだけで済む。君はどうするか?

資料

法教育の授業をビデオに録画し、文字におこしました。 最初の「授業ライブ『民主主義』を考える」が、本論文の授業です。 授業の雰囲気などを参考にしていただければ幸いです。

「民主主義」を考える

《授業》

〈導入一「民主主義とは?〉

【問1】民主主義とは?

1班:国民の意思に従って政治を行う政治体制。

先生:そうですね。人民が主権をもって、その主権を行使する政治・経済などという説明がされます。リンカーンの演説が引用されることが多いけれど、「人民による」のところがポイントです。簡単に言うと、「みんなのことはみんなで決めること」といえます。では、問2にいきます。

〈なぜ、みんなで決めるのか?〉

【問2】教室のクーラーを何度に設定するかという問題を、なぜみんなで決めるのか?

7班:みんなで話し合えば、不満をもつ人が出ないから。

先生:何度に決まっても、とりあえず自分の意見を表明してからなら、自分が望んでいる温度と違っても納得するかもしれませんね。

5班: 皆がより快適な温度を見つけることができるから。

先生:いまの5班の答えは、いろいろな意見が表明されれば、より適切な答えが出てくるということですね。 それをここでは「三人寄れば文殊の知恵」と呼ぶことにします。

【問3】文化祭のクラスの出し物を何にするか決めるとき、なぜクラスで話し合うのか?

2班:目標が一つに定まるから、みんなが一致団結して実行できると思います。

先生: なるほど、みんなで決めたことはみんなで守ろう、というために話し合いますね。これは「自己統治」 と呼ぶことにします。

〈みんなで決めることの問題点は?〉

【問4】「三人寄れば文殊の知恵」に反論する。

先生:弁証法は倫理でやったでしょう。弁証法の根本は、Aがあれば、必ずBという反論をぶつけなさいということでしたね。それにより、Aに決まったり、Bが採用されたり、または、AでもBでもないCが生まれることになります。では、先ほど民主主義の理由として挙げた「三人寄れば文殊の知恵」に反論して下さい。

3班:3人とも違う意見の場合。

先生:決まらない、ということですね。それでも決めないといけないときは?

3班:間をとりもつ人に何とかしてもらう。

先生:第三者による調整ですね。時間がかかるということですね。

6班:3人とも間違った方向へ走ること。

先生: なるほど。なぜ間違った方向へ行くかというと、3人の性格が悪いからではなく(笑)、判断の根拠が問題なんでしょうね。きっと専門家でないから、ということですね。

4班:いい知恵が出ないとき。

先生: なるほどね、いろいろ問題がありますね。ここまで出ている意見の前提として、言論の自由が保障されていることも必要です。

【問5】「自己統治」に反論する。

9班:みんなが嫌なことは決まらない。

0班:100%賛成の人ばかりではないから、必ずしも決定に従わない。

先生:その通りです。従わない人がいたらどうする? アウフヘーベン? え? 倫理で習った? これは 実は難しい問題です。少数の人に配慮しないといけなくなるからです。自己統治なのに、多数決って話 になるかもしれません。確かに、多数決は民主主義の1つの方法です。最大多数の最大幸福を実現でき るということで、多くの場合認められていますが、多数決の問題は次にすることにしましょう。他にも、 自己統治の問題点はありませんか?

8班:みんなで決めても、最低限のモラルに反しているとき。

先生:模範解答です。間違ったことを決める可能性があります。

【問6】最大多数の最大幸福に反論する。

5班:人数がほとんど同じとき。21対20とか、11対10、10対10など。

2班:限りなく0に近くても、切り捨てていいのかという場合がある。

先生:なぜ少数派を無視してはいけないの?

2班:少数派の方が人道的なことを言っている場合。

先生:多数が正しいとは限らないときですね。ヒトラーのユダヤ人虐殺とかは、典型的な例ですね。

〈民主主義の問題点を克服するには?〉

先生:社会科学とは、嫌なことがあったら原因を見つけて、それを取り除こうとすることです。民主主義に

は問題点があることがわかりましたが、間違った決定をどうしたら事前に止められますか?

【問7】権利侵害を止める方法は?

4班:あきらめる。

先生:民主主義の授業だから、あきらめないで。

4班:では、プロテクト法をつくる。

先生:事後的に?

4班: そうです。

先生:事後救済システムをつくるということですか。具体的には裁判所ですね。事前抑制は?

1班: 国会。

先生: 国会はあやしいよ。

2班:多数派を押さえつける法律をつくる。

先生:その法律って、何?

7班:憲法

先生: 事前に憲法で決めておくことも大事なことですね。憲法とは、事前抑制のためにあるんです。憲法は何のためにあるか、考えたことはありませんか? 実はこういう理由から必要なんです。民主主義は正しいとして、現実にやってみると課題がある。その課題や問題が起きないようにするために、事前に、具体的にしてはいけないことを決めておくのが憲法です。だからすべての法律の上にある上位法でなければなりません。

今日はここまでにしておきましょう。次回は、代表民主制について考えてみたいと思います。

搅 金 意 2 里 各 军 至 2" (P) 出 义 0 業 7 軍 き 100 西女 第 見 第 かべ 1年 I 图 EYE Ti 2 百 E n ħ 分 tt 性 E (= カペ = = 3 5 民 (1 j R カ\" 較 Ē I E 把 角 TI + か 31 (-(= (2 Ti -Ē 买 感 度 確 摳 重 Ê 9 £ 7 2+ ((Ī 更 勢 意 想 12 偏 ナリ E かべ か 7 R [[(-7 義 見 9 8 Ê E £ カベ Ξ 1= 主 n 性 E 7 Ē 握 E 老 持 ٤ 1-1= 3 考 E 大 TI R 0) / 2 事 意 盖我 考 审 Ē 强 え 根 え 思 W n I 8 見 â 本 里 Ī ti T=" 年 1-< E 3 n (1 2 (-3 [] تح 12" ع 義 £ 高 ٢ 灾 5 17 (= TI 6 4 知 t-1 _ す 感 考 文 実 整 出 3 識 ع 組 n カベ 11 ٢ 出 II 1= 0 え 完 成 O 能 搅 5 す 2" 殊 考 3 E 業 備 Z 2 £ 法 1 1= 反 中 1 0 ~ 17 A E 画面 京 EYE 律 7" ñ 天口 8 カル E 7 E 7 0) L • 恵 す" 壁 30 拝 发 1-2 Ti TI 9 2 7 M 議 7" ۳ 憲 門 t= 面 10 7 17 正 9 7 ŧ 主 氰 局 題 法 面 カベ Ti 3 君 到E さ 的 7 9 9 題) BD かべ 定 通 Ī 到王 か (2 ح 11 0 () h 感 老 7" t= -东1 本 5 0) 汉 0) () 0)

Nakabayashi 中性紙使用20×20

3 年 杂 有 最 审 Tŧ 政 1发 す" n 真面 経 新 £ 1n < 鮮 4 9 文 1= 0) (1 2 殊 换 B 與 1 5 Ī PIT [[味 業 す 5 17 9 0 2" 7 深 議 中 ŧ ŧ 97 9 0 知 0) (1 恵 (-E (1 中 葡萄 2 P カベ 换 3章 3 E n 業 1-交 ŧ 出 成 か 3 7 まら 7 E T-わ 4 0) T-泉 5 あ 扛 7" 2 ŧ 4 的 9 1= 刺 す TI 3 TI 3 獥 10 ح ŧ 0 11 n (1 7 7 67 _ 11 0) 0) ĵ 意見 - 11 9 授 三兄 3 0) / 業 4" 2 (= E 去 (1 7 7" TI 1

Nakabayashi 中性紙使用20×20